

## インド特許法の基礎（第2回）

### ～外国出願に関する情報の通知について～

河野特許事務所  
弁理士 安田 恵

外国出願に関する情報の通知（第8条、Trips協定29条(2)<sup>1</sup>）の実務について説明する。第8条はインド特許法における最も重要かつ特異な規定の一つである。

#### 1. 第8条の規定の概要

(1) 第8条は、表1に示すように2つの項からなり、大きく分けて2つの情報を要求している。

第1の情報（第8条(1)）は、外国出願の明細事項（出願国、出願日、出願番号、出願の状態、公開日、登録日等）を記述した陳述書（第8条(1)(a)）であり、様式3（規則12(1)）により提出する。また様式3には、当該明細事項を長官に随時通知する旨の誓約書（（第8条(1)(b)））が含まれる。

第2の情報（第8条(2)）は、外国出願における拒絶理由通知書、拒絶査定、特許査定等のオフィスアクションの写し、登録又は拒絶されたクレーム、及びこれらの英語による翻訳文である。また、国際調査報告書及び国際調査見解書の写しが含まれる。

表1 第8条の条文構造

条文	規定の概要
第8条(1)	(a) 外国出願の明細事項を記載した陳述書の提出
	(b) 外国出願の明細事項を長官に随時通知する旨の誓約書の提出
第8条(2)	外国出願のオフィスアクション等の要求権限及び提出

#### (2) 各提出書面の特徴

様式3により提出する陳述書及び誓約書は、出願人が自主的に提出しなければならない。陳述書及び誓約書の提出期限は出願時から6ヶ月以内である（規則12(1A)）。また、陳述書の提出後に、関連する外国出願を行った場合、その出願時から6ヶ月以内に陳述書を提出しなければならない（規則12(2)）。更に、外国出願の明細事項に変更が生じた場合、登録時まで随時、更新された明細事項を長官に通知しなければならない。

<sup>1</sup> Trips協定第29条(2)：加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。

一方、オフィスアクション等の情報は、長官から要求があった場合に提出しなければならない。提出期限は、長官の要求時から6ヶ月以内である（規則12(3)）。

また、これらの情報の提供を怠った場合、異議申立理由（第25条(1)(h)、(2)(h)）、取消理由（第64条(1)(m)）であり、侵害訴訟における無効抗弁理由（第107条(1)）でもある。審査過程で第8条違反の瑕疵を包含したまま特許が登録になった場合、後にその瑕疵を治癒させることはできない。

表2 第8条が要求する各提出書類の特徴

	第8条(1)	第8条(2)
提出書類	(a)陳述書及び(b)誓約書 (様式3)	オフィスアクション等の写し及びクレーム並びにこれらの翻訳文
性質	<u>自主的に提出</u>	<u>要求時に提出</u>
期限	出願時から6ヶ月以内、登録時まで随時（"from time to time"）	要求時から6ヶ月以内
違反	異議申立理由、取消理由、侵害訴訟における無効抗弁理由	異議申立理由、取消理由、侵害訴訟における無効抗弁理由

## 2. 第8条(1)/様式3

### (1) 提出タイミング

#### <提出タイミングの例1>

外国出願明細事項の提出タイミングの一例を図1に示す。出願人はインドにおける特許付与日まで（"up to the date of grant of patent in India"）、外国出願の明細事項を書面で随時（"from time to time"）長官に通知しなければならない<sup>2</sup>。出願人は、まず出願時に様式3による陳述書及び誓約書を提出する（提出①）。次に、出願時から6ヶ月のタイミングで明細事項に変更が生じた場合、更新された明細事項を提出する（提出②）。また、インド特許出願日から6ヶ月経過後、追加で外国出願を行った場合、その出願日から6ヶ月以内に更新された明細事項を提出する（提出③）。

更に、最初の審査報告（FER）が通知された場合、その通知の日から6ヶ月以内に更新された明細事項を提出する（提出④）。最初の審査報告においては、第8条(1)に基づ

<sup>2</sup> CS(OS) No. 930 of 2009 において"The expression "time to time" meant a periodicity of furnishing information akin to updating the Controller on the current status of the applications filed in other countries."と判示されている。

いて明細事項の提出が要求される。例えば最初の審査報告において、審査官は、

“Details regarding application for Patents which may be filed outside India from time to time for the same or substantially the same invention should be furnished within Six months from the date of filing of the said application under clause(b) of sub section(1) of section 8 and rule 12(1) of Indian Patent Act.”

と要求する。既に提出している外国出願の明細事項に変更が生じている場合、審査官の要求に従って、最新の明細事項を提出しなければならない。明細事項に変更が生じていない場合、その旨を回答すれば良い。

また、最初の審査報告の日から12ヶ月の時点で明細事項の内容に変更が生じているか否かを確認すべきである。明細事項に変更が生じていた場合、更新された明細事項を提出することが望ましい（提出⑤）。最初の審査報告の日から12ヶ月は、原則として特許出願を特許付与可能な状態にしなければならない重要な期限であり（第21条、規則24B(4)）、この期間で審査結果を左右するような外国出願の明細事項に変更が生じている可能性があるためである。審査結果を左右する明細事項の通知を怠った場合、第8条違反になるおそれがある。更に、最初の審査報告の日から12ヶ月を越えて、ヒアリングが行われている状況において、外国出願の明細事項に変更が生じた場合も、更新された明細事項を提出することが望ましい（提出⑥）。最初の審査報告の日から12ヶ月を越えたこのタイミングであっても、審査結果を左右する明細事項の通知を怠った場合、第8条違反になるおそれがある。

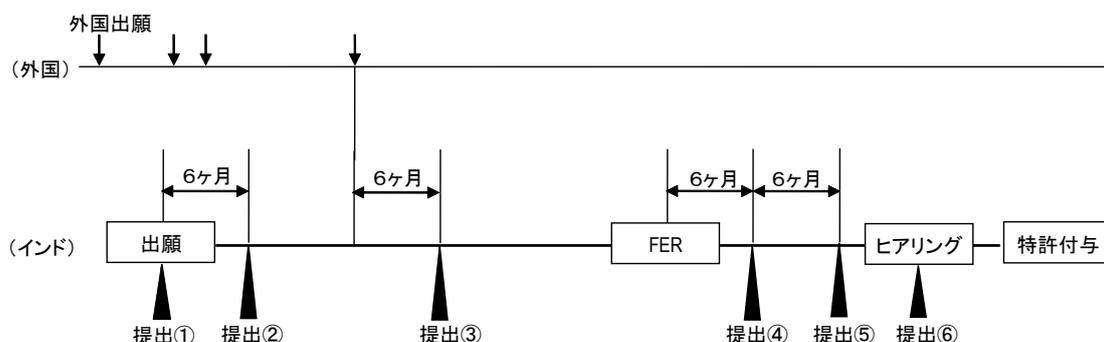


図1 陳述書の提出タイミングの例1

#### <提出タイミングの例2>

外国出願の明細事項の提出タイミングの他の例を図2に示す。例2では、出願人はインド特許出願後、6ヶ月毎に外国出願の状況を確認し、明細事項に変更が生じていた場合、更新された陳述書を提出する（提出3-①，提出3-②・・・）。他の提出タイミングは例1と同様である。

出願人は、外国出願の最新の明細事項を定期的に随時通知する義務を負うが、明細事

項を提出すべき周期の詳細については確定した運用基準、判決は存在しない。国内段階出願後、最初の審査報告が通知されるまで、約4年の期間があり、国内段階出願日から6ヶ月経過後、審査官から指示されるまでの約3年半の間、外国出願に関する明細事項の通知が全く無かった場合、第8条(1)の随時(“from time to time”)の要件を遵守したことになるかどうか疑義が生ずる。

一方、外国出願の明細事項の提出期限として規則12条(1)において“出願日から6ヶ月”，規則12条(2)において“他の出願に係る詳細について長官に通知すべき期間は、当該出願日から6ヶ月”と規定されている。規則12条に規定された“6ヶ月”という期間は、明細事項を定期的に随時通知すべき期間の一応の目安となり得る。

インド特許出願後、6ヶ月毎に外国出願の状況を確認し、最新の明細事項を通知していれば、第8条(1)の随時(“from time to time”)の要件を満たすことになると思われる。

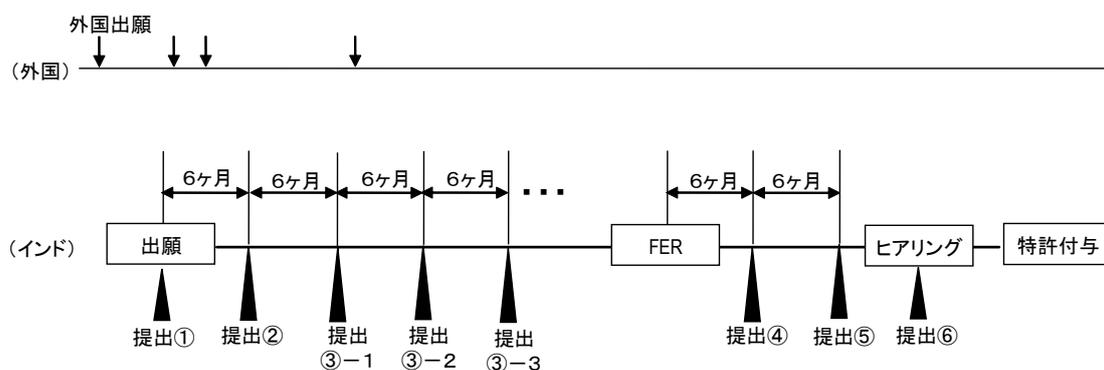


図2 陳述書の提出タイミングの例2

なお、本例2の運用は事務負担が過大になるため、特に重要な案件については例2のタイミングで陳述書を提出し、重要度が低い案件については例1のタイミングで陳述書を提出する等の運用が考えられる。

#### <提出タイミングの例3>

例2では、出願人はインド特許出願後、6ヶ月毎に外国出願の状況を確認し、更新された陳述書を提出する例を説明したが、出願人の事務負担が過大である。例1及び例2の折衷案として、インド特許出願後、12ヶ月毎、あるいは18ヶ月毎等、6ヶ月よりも長い間隔で外国出願の状況を確認し、更新された陳述書を提出することも考えられる。

#### <提出タイミングの例4>

例1と同様、提出①～③のタイミングで陳述書を提出する。そして、インド出願から6ヶ月経過後、主要三カ国、日本、欧州、米国の最終審査結果が出た段階で陳述書を提

出することも考えられる。審査官は、主に上記主要三カ国の審査結果を利用して審査を行うため、主要三カ国における出願の状態変化を通知することは特に重要である。

(2) 外国出願の明細事項の具体的内容

(2. 1) 様式3

出願人は、外国出願の明細事項として、出願国、出願日、出願番号、出願の状態、公開日、登録日等を様式3に従って記述する。様式3の一例(規則8(1))は以下の通りである。

マーカ部分に出願人の名称及び住所、出願番号、出願日、提出日、代理人名等の書誌的事項を記入する。

<p><b>FORM 3</b> THE PATENTS ACT, 1970 [39 OF 1970] &amp; THE PATENTS RULES, 2003 as amended by THE PATENTS (AMENDMENT) RULES, 2006 STATEMENT &amp; UNDERTAKING UNDER SECTION 8 [see Section 8 and Rule 12]</p>
<p>We, <b>NAME NATIONALITY AND ADDRESS OF APPLICANT</b>,</p>
<p>hereby declare:</p>
<p>[i] That we have made this application No. <b>XXXX/DELNP/2013</b> dated <b>dd/mm/yyyy</b> &lt;alone/jointly&gt; made for the &lt;same/substantially&gt; same invention application[s] for patent in the other countries, the particulars of which are given below:</p>
<p><b>SEE ANNEXURE</b></p>
<p>[ii] That the rights in the application[s] has/have been assigned to :No one</p>
<p>[iii] That &lt;I/we&gt; undertake that up to the date of grant of the patent, by the Controller, I/we would keep him informed in writing the details regarding corresponding applications for patents filed outside India within six months from the date of filing of such application.</p>
<p>Dated this <b>dd/mm/yyyy</b></p>
<p>Signature. <b>Patent Agent</b> OF Name of <b>YYYYYYYY</b> ATTORNEY FOR THE APPLICANT[S]</p>
<p>TO, THE CONTROLLER OF PATENTS, THE PATENT OFFICE, <b>DELHI</b></p>

ANNEXURE:					
XXXX/DELNP/2013					
Name of the country	Date of application	Application No.	Status of the Application	Publication No. & date	Patent No. & Date of Grant

“Name of the country”欄には、インド出願に係る発明と同一又は実質的に同一の発明について特許出願を行った外国の国名を記載する。例えば、基礎日本出願に基づいて、PCT 出願を行った場合、“Japan”及び“PCT”を記載する。PCT 出願は、指定国への特許出願の束としての性格を有しており、PCT 出願を行った場合、国際調査報告及び国際予備審査報告書等が作成されることを考えると、PCT 出願の情報も記載すべきである。

“Status of the Application”欄には、ペンディング“Pending”，放棄“Abandon”，取下“withdrawn”，特許“Granted”，拒絶“Rejected”等，対応する各国の出願の状態を記載する。

なお、出願審査請求，審査中，出願公開等の状態変化を記載することもできるが，第 8 条の陳述書は外国の審査結果を利用して迅速かつ的確な審査を行うためのものであると考えた場合，ここまでの詳細な情報は不要であると考えられる。

“Date of Application”欄には，出願日を記載する。PCT 出願にて各国へ国内移行を行っている場合，国際出願日又は国内段階出願日のいずれかを記載すれば良い。条文及び規則には，いずれの出願日を記載すべきかについては明記されていないが，各国における審査手続きの進捗を確認する趣旨からすれば，国内段階出願日を記載すべきと考える弁護士もいる。いずれにしても両方の日付を記載することは事務負担を増加させるのみであり，いずれか一方の日付を記載すれば足りる。

次の表は外国出願に関する明細事項の記入例である。

<b>Name of the country</b>	<b>Date of application</b>	<b>Application No.</b>	<b>Status of the Application</b>	<b>Publication No. &amp; date</b>	<b>Patent No. &amp; Date of Grant</b>
JAPAN	12/08/2005	2005-111111	Pending		
PCT	11/08/2006	PCT/JP06/315315	Pending	WO2007/22222 02/02/2007	
USA	12/09/2005	60/715,715	Pending		

(2. 2) 通知すべき更新情報

様式3に従って記載した外国出願の明細事項に変更が生じた場合、更新された明細事項を長官に提出しなければならない。一口に状態変化と言っても、出願審査請求の提出、審査待ち状態、出願公開、出願の放棄、取下、特許査定、拒絶査定等の変化があるが、すべての変化を逐一通知する必要は無い。出願の放棄、取下、特許査定、拒絶査定等、インドにおける審査結果に影響を与える変化が生じた場合に、更新された明細事項を通知すれば良い。

また、一つの国の出願状態が変化した場合、当該国のみの明細事項を長官に通知するようにしても良いし、状態が変化していない他の全ての外国出願も合わせて明細事項を通知するようにしても良い。

下の表は更新された明細事項の記入例である。

<b>Name of the country</b>	<b>Date of application</b>	<b>Application No.</b>	<b>Status of the Application</b>	<b>Publication No. &amp; date</b>	<b>Patent No. &amp; Date of Grant</b>
JAPAN	12/08/2005	2005-111111	Pending		
PCT	11/08/2006	PCT/JP06/315315	Pending	WO2007/22222 02/02/2007	
USA	12/09/2005	60/715,715	Withdrawn		
JAPAN	11/08/2006	2007-222222	Pending		
China	11/08/2006	200680021234.7	Granted	101231234 08/06/2008	ZL2006123.7 07/06/2011

(3) 提出時期の徒過

提出期限を徒過して外国出願の明細事項を提出した場合、提出時期の要件を満たしていないとして拒絶される場合がある。この場合、所定の手数料（第1附則手数料：4000ルピー）と共に嘆願書を提出すれば拒絶理由は解消する（規則137）。なお、提出期限を徒過して提出された明細事項を受領するか否かは長官の権限である点は留意すべきである（規則137）。また、特許が認められた後に、外国出願の明細事項を追加的に提出することは認められない。外国出願の明細事項の通知内容に漏れがあった場合、治癒

不可能な無効理由を包含した特許権になるおそれがあるため、特許が付与されるまでに外国出願の明細事項を漏れなく通知すべきである。

### 3. 第8条(2)

#### (1) 提出タイミング

外国出願のオフィスアクション等の情報は、審査官から要求があった場合に提出すれば良い。具体的には、審査官から通知があった日から6ヶ月以内にオフィスアクション等の情報を提出すれば良い（第8条(2)，規則12(3)）。審査官は、最初の審査報告において、以下のような要求を行う。

#### 審査報告における要求例

“Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12(3) of the Patent Rule, 2003, in respect of same or substantially the same invention filed in all countries outside India along with appropriate translation where applicable, should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication as provided under section 8(2) of the Indian Patents Act.”

#### (2) 提出書類の具体的内容

##### (2. 1) 提出すべき書類

審査官の要求に従って提出すべき書類の要否は次の表の通りである。審査官は”Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed”と述べているが、拒絶されたクレーム及びオフィスアクションも提出しなければならない。

表3 第8条(2)が要求する各提出書類

書類	要否
国際調査報告及び国際調査見解書等（英文）	要
拒絶理由通知書	要
意見書	不要
補正書	不要
引用文献	不要
補正クレーム（後に更なる補正あり）	不要
特許査定のお知らせ	要
拒絶査定のお知らせ	要
補正クレーム（最終的に確定したクレーム）	要

(2. 2) どの国のオフィスアクションを提出すべきか

審査官の要求内容は概ね統一されているが、どの国のオフィスアクションを提出すべきかについては、3通りの要求パターンがある。

<パターン1>

ある審査官は、審査報告において”…filed in all the major Patent offices such as USPTO, EPO and JPO etc.…”と述べ、米国特許庁、欧州特許庁及び日本特許庁等の主要特許庁の情報を提出すべきことを出願人に要求する。

<パターン2>

また他の審査官は、審査報告において”…filed in all the major Patent offices…”と述べ、主要特許庁の情報を提出すべきことを出願人に要求する。

<パターン3>

更に他の審査官は、審査報告において”…filed in all countries outside India…”と述べ、全ての国の情報を提出すべきことを出願人に要求する。

パターン1では、米国特許庁、欧州特許庁及び日本特許庁のオフィスアクション等情報を提出すれば足りるように思えるが、”etc.”の記載があるため、主要3カ国の情報が十分かどうか疑義が残る。またパターン2では、主要国の例示が無いが、多くの弁護士は、米国特許庁、欧州特許庁及び日本特許庁に加え、中国及び韓国を加えた主要5カ国の情報を通知すれば良いと考えているのが現状である。パターン3では、出願国数に拘わらず全ての国の情報を例外無く提出しなければならないと解釈できる。

このように要求内容が微妙に異なり、主要国の解釈も曖昧であるため、どの国の情報を提出すれば良いか、不確かな状態である。

運用が不確かな状況の中で手続負担を軽減し、必要な情報を提出する対応方法の一例としては、欧州特許庁、米国特許庁、日本特許庁、中国特許庁、韓国特許庁で発行されたオフィスアクションの写し、特許又は拒絶されたクレームを提出しておき、「審査官が必要と考えるのであれば翻訳文を速やかに提出する準備がある」旨を意見書に記載しておく方法がある。万一、審査官が、第8条(2)の要求を満たしていないと判断した場合であっても、追加の審査報告が通知されるため、不足する情報を追加的に提出する機会を確保することができる。

更に手続負担を軽減したい場合、欧州特許庁、米国特許庁、日本特許庁の主要3カ国のオフィスアクション等の情報を提出することも考えられる。

なお、上記パターン3の通知があった場合、全ての国のオフィスアクションを提出す

べきと考える弁護士もいる。出願人は、特許の重要性和、事務手続負担とを比較考量して、提出すべき書類を決定すべきである。

### (2. 3) 翻訳文

審査官は、オフィスアクション等の情報が英語で記載されていない場合、オフィスアクション等の適切な翻訳文を出願人に要求する。主要3カ国のオフィスアクション等を提出する場合、日本特許庁からのオフィスアクション及びクレームの翻訳を提出することが望ましい。また、主要5カ国のオフィスアクション等を提出する場合、中国及び韓国のオフィスアクション及びクレームの翻訳を提出することが望ましい。ただし、翻訳文は機械翻訳で足りる。適切な翻訳である旨の宣誓書も不要である。また、逐次訳である必要は無く、要点を英訳したものであっても良い。要点としては、新規性・進歩性、及び発明の特許性（規則12(3)）に関する審査官の判断が記載されていれば足りる。

欧州特許庁又は米国特許庁のオフィスアクションの情報が存在している場合、手続負担を軽減するために、非英語のオフィスアクション等の翻訳文提出を保留しておき、「審査官が必要と考えるのであれば他国のオフィスアクション等を速やかに提出する準備がある」旨を意見書に記載しておく方法がある。翻訳文が必要と判断した場合、審査官によって追加の審査報告が通知され、翻訳文の提出機会が確保されると考えられる。

なお、PCT出願によるインド出願を行った際に作成される国際調査報告書及び国際調査見解書については、WIPOで作成される英語記載の国際調査報告書及び国際調査見解書を提出すれば良い。

### (3) 提出時期の徒過

外国出願の明細事項と同様、提出期限を徒過した場合、提出時期の要件を満たしていないとして拒絶される場合がある。この場合、所定の手数料と共に嘆願書を提出すれば拒絶理由が解消する（規則137）。特許が認められた後に、外国出願のオフィスアクションを追加的に提出することは認められない点、留意すべきである。

#### 4. 条文及び規則原文の対照表

第8条及び規則12の対照表を以下に示す。

(原文<sup>3</sup>)

The Patent Act, 1970	The Patents Rules, 2006
<p><b>8. Information and undertaking regarding foreign applications.</b></p> <p>(1) Where an applicant for a patent under this Act is prosecuting either alone or jointly with any other person an application for a patent in any country outside India in respect of the same or substantially the same invention, or where to his knowledge such an application is being prosecuted by some person through whom he claims or by some person deriving title from him, he shall file along with his application or subsequently within <u>the prescribed period</u> as the Controller may allow -</p> <p>(a) <u>a statement</u> setting out detailed particulars of such application;</p> <p>and</p> <p>(b) <u>an undertaking</u> that, up to the date of grant of patent in India, he would keep</p>	<p><b>12. Statement and undertaking regarding foreign applications.</b></p> <p>(1) <u>The statement and undertaking</u> required to be filed by an applicant for a patent under sub-section (1) of section 8 shall be made in <u>Form 3</u>.</p> <p>(1A) The period within which the applicant shall file the statement and undertaking under sub-section (1) of section 8 shall be <u>six months from the date of filing the application</u>.</p> <p>Explanation.- For the purpose of this rule, the period of six months in case of an application corresponding to an international application in which India is designated shall be reckoned from the actual date on which the corresponding application is filed in India.</p> <p>(2) The time within which the applicant for a patent shall keep the Controller</p>

<sup>3</sup> 特許庁 外国産業財産権情報

India Patent Act :

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota\\_e/fips\\_e/pdf/india/patents\\_act.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota_e/fips_e/pdf/india/patents_act.pdf)

India Patents Rules :

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota\\_e/fips\\_e/pdf/india/patents\\_rules.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota_e/fips_e/pdf/india/patents_rules.pdf)

<p>the Controller informed in writing, from time to time, of detailed particulars as required under clause (a) in respect of every other application relating to the same or substantially the same invention, if any, filed in any country outside India subsequently to the filing of the statement referred to in the aforesaid clause, <u>within the prescribed time.</u></p>	<p>informed of the details in respect of other applications filed in any country in the undertaking to be given by him under clause (b) of sub-section (1) of section 8 shall be <u>six months from the date of such filing.</u></p>
<p>(2) At any time after an application for patent is filed in India and till the grant of a patent or refusal to grant of a patent made thereon, the Controller may also require the applicant to furnish details, as may be prescribed, relating to the processing of the application in a country outside India, and in that event the applicant shall furnish to the Controller information available to him <u>within such period as may be prescribed.</u></p>	<p>(3) When so required by the Controller under sub-section (2) of section 8, the applicant shall furnish information relating to objections, if any, in respect of novelty and patentability of the invention and any other particulars as the Controller may require which may include claims of application allowed <u>within six months from the date of such communication by the Controller.</u></p>

(日本語訳<sup>4</sup>)

1970年特許法	2006年特許規則
<p>第8条 外国出願に関する情報及び誓約書</p> <p>(1) 本法に基づく特許出願人がインド以外の如何なる国においても、同一若しくは実質的に同一の発明について単独で若しくは他の何人かと共同で特許出願を行っている場合、又は自己の知る限りにおいて当該出願が、何人かを通じて若しくはその者から権原を取得した何人かによって行わ</p>	<p>規則12 外国出願に関する陳述書及び誓約書</p> <p>(1) 第8条(1)に基づいて特許出願人による提出を必要とする<u>陳述書及び誓約書は、様式3により作成しなければならない。</u></p>

<sup>4</sup> 特許庁 外国産業財産権情報

インド特許法：<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf>

インド特許規則：[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/tokkyo\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/tokkyo_kisoku.pdf)

<p>れている場合は、当該出願人は、自己の出願と共に、又はその後長官が許可することがある<u>所定の期間内</u>に、次に掲げるものを提出しなければならない。</p> <p>(a) 当該出願の明細事項を記載した<u>陳述書</u>、及び</p> <p>(b) 前号にいう陳述書の提出後<u>所定の期間内</u>にインド以外の何れかの国にした同一又は実質的に同一の発明に係る他の各出願(ある場合)について、インドにおける特許付与日まで、前号に基づいて必要とされる明細を書面で随時長官に通知し続ける旨の<u>誓約書</u></p>	<p>(1A) 出願人が第8条(1)に基づいて陳述書及び誓約書を提出する期間は、<u>出願日から6月</u>とする。</p> <p>説明—本条規則の適用上、インドを指定する国際出願に対応する出願の場合の6月の期間は、当該対応する出願がインドにおいてされた実際の日付から起算する。</p> <p>(2) 特許出願人が、第8条(1)(b)に基づいて当該人が提出すべき誓約書において、何れかの国において行った他の出願に係る詳細について長官に通知し続けるべき期間は、<u>当該出願日から6月</u>とする。</p>
<p>(2) インドにおける特許出願後であって、それについての特許付与又は特許付与拒絶まではいつでも、長官は、インド以外の国における出願の処理に関する所定の明細を提出することを出願人に要求することもでき、その場合、出願人は、自己に入手可能な情報を<u>所定の期間内</u>に長官に提出しなければならない。</p>	<p>(3) 第8条(2)に基づいて長官によりその旨の命令があるときは、出願人は、発明の新規性及び特許性についての異論(ある場合)に関する情報、並びに容認された出願のクレームを含めて長官が必要とするその他の明細を、長官からの<u>当該通知の日から6月以内</u>に提出しなければならない。</p>

以上